

【 令和 7 年度 第 2 回宮城地方最低賃金審議会 資料一覧 】

令和 7 年 7 月 31 日開催

番号	資 料 名
1	宮城県地方最低賃金審議会委員名簿
2	令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
3	意見書（写）（令和 7 年 7 月 23 日付け有限会社アサノビジネスサービス）
4	最低賃金の大幅引き上げを求める意見書（写）（2025 年 7 月 31 日付け宮城県医療労働組合連合会）
5	意見陳述書（写）（2025 年 7 月 31 日付け全国一般全国協議会宮城合同労働組合）
6	令和 7 年度宮城県特定最低賃金改正の申出状況
7	令和 6 年度宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数
8	宮城地方最低賃金改定に関する関係労働者の意見陳述（2025 年 7 月 31 日付け宮城一般労働組合）

宮城地方最低賃金審議会委員名簿

定 数 15 名	公益を代表する委員 5 名 労働者を代表する委員 5 名 使用者を代表する委員 5 名	任 期	令和 9 年 5 月 1 4 日
委 員	は会長、○は会長代理		
氏 名 職 名 等			
《公益を代表する委員》			
薄 井 淳	弁護士		
小 幡 佳緒里	弁護士		
熊 谷 真 宏	公認会計士		
桑 原 真 弓	東北福祉大学教授		
○柳 井 雅 也	東北学院大学名誉教授		
《労働者を代表する委員》			
阿 部 祥 大	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長		
阿 部 徹	電機連合宮城地方協議会事務局長		
泉 利 雄	U A ゼンセン宮城県支部主任		
大 宮 正 巳	JAM 南東北宮城県連絡会事務局長		
齋 藤 和 彦	全日本運輸産業労働組合連合会宮城県連合会執行委員長		
《使用者を代表する委員》			
飯 野 守	一般社団法人宮城県経営者協会専務理事		
猪 股 佳 子	医療法人社団裕歯会理事		
後 藤 淳	仙台商工会議所事務局次長兼総務管理部部長		
高 橋 裕 喜	宮城県中小企業団体中央会専務理事		
桃 井 健 次	宮城県商工会連合会専務理事		

注．委員の配列は五十音順による。

有限会社アサヒサービス
代表取締役 浅野有朗

今年度も、経営者として意見書を提出致します。

昨年度の最低賃金50円中、9月からは55円です。

関東・関西地区と違い宮城県は物価及び適正な人件費と言ふ事が必要

です。

米国を見ても国内の高賃上げ及び産業現場及び雇用の海外流出で現在苦しんでいます。行き過ぎた賃上げは、日本国内も雇用流出の結果になります。

現在の日本は全て物価高です。ガソリン・電気・各資材そして人件費です。金利も上がる一方です。中小企業は経営及び雇用の継続は増々厳しくなります。

今年度(上半期)全国企業倒産数990社(1%) (昨年度より上昇しています)。

この上、中小企業は雇用と社員の生活を守る為に利益から人件費へ向けて雇用厳守しています。

ここから、最低賃金を上げれば倒産が増加して企業も雇用も失われます。

今年度は経済の先行の見通しも厳しい現状です。

何卒、各審議員の皆様はその事を深くご理解頂き、今年度は賃上げゼロ回答の結果を判断願いたく思います。

令和7年7月23日

2025 年 7 月 31 日

宮城県最低賃金審議会委員 各位

宮城県医療労働組合連合会（略称：医労連）

齋藤 将

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の 2024 年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は 107,200 円低い実態にあります。さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で 75,508 円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

24 年の診療報酬改定で医療・介護などケア労働者の賃金水準引上げのためにベースアップ評価料や介護職員の処遇改善加算などが診療報酬に組み込まれましたが、ふたを開けてみれば、すべてのケア労働者の賃上げを実現するにはほど遠いばかりか、この物価高騰を補うことすらできず、賃上げの実感はほとんどありません。さらに病院経営の悪化から私たちケア労働者の一時金引き下げなど、年収で見れば賃上げどころか賃下げになっているのがケア労働者の現状です。いのちを守るケア労働者の賃金がこのような低水準では、他産業に人材が流れ、離職にいつそう拍車がかかり、ケア労働者が選ばれない職業になり、将来にわたって医療・介護・福祉が維持できなくなる可能性もあります。

石破政権は補正予算で、生産性向上と職場環境改善の支援、経営状況の急変に直面する医療機関への支援を掲げていますが、いずれも少額であり、賃上げや医療機関などの安定経営を期待できるものとは思えません。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

23 年 5 月にコロナウイルスが 5 類に移行しましたが、いまもなお、現場の医療・介護従事者は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれており、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。私たち医労連が毎年実施している「医療労働者の実態調査」では、そこで働く看護労働者の心身の疲弊も極限状態で、「慢性疲労」8 割、「仕事を辞めたい」8 割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態となっています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足の改善や、県民の要求に応える医療・看護・介護の提供は、困難です。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は県内推定 10 万人（全国 900 万人）とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では 3 割以上が、介護施設では 5 割以上、在宅介護に関しては約 9 割が非正規雇用労働者です。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

以上

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏殿

意見陳述書

2025年7月31日
全国一般全国協議会宮城合同労働組合
仙台巧芸支部 佐藤 貞男

1 「全国一律1500円」の早期実現を求めます

私は、仙台市内のプラスチック加工の会社で働いています。

今年の春闘賃上げについて連合が6月5日に発表した結果では5.26%で二年連続の5%超えだと報じられました。しかし、この数値は民間大手企業の正社員に関するものであり、中小零細企業の大多数の労働者や非正規労働者、外国人労働者など最低賃金近傍の賃金で働く労働者にとって殆ど影響はありません。

厚生労働省が6月5日に発表した、2025年5月分「毎月勤労統計調査」は「実質賃金」が、前年同月比2.9%減で5か月連続のマイナスとなっています。

総務省が発表した6月の全国消費者物価指数（2020年＝100）は、価格変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が111.4と、前年同月比3.3%上昇しました。食料品の値上がりが物価を押し上げ、高騰が続く米類は前年同月との比較で2倍超の100.2%上昇と、去年の2倍を超える高い水準が続いています。

昨年の最低賃金の審議においては、急激な物価高に注目が集まりました。その只中で10月から全国で最低賃金が改定されました。しかし引上げ率が物価の上昇率以下となり、効果が得られていません。

賃上げは物価上昇に追いつかず、政治の無策を批判する声は高まる一方です。賃上げの実感をもてない低賃金労働者は、生活の窮状を訴え、最低賃金の大幅な引き上げを求めています。これらの労働者にとっての賃上げは、「法定最賃」である最低賃金の引き上げにほかなりません。

私たちは「物価上昇から生活を守る」立場での審議を強く求めます。「全国一律1500円」の早期実現を求めます。

2 最賃格差の是正が急務です

地域では人口流出が社会的な問題になっており、最賃引き上げの動向に大きな関心が寄せられています。

引き上げ額が最低位クラスとなった県でのさまざまな取り組みが注目されてきました。そのような状況を反映して、去年は「目安」をめぐって大きな動きがありました。

地域審議会では27県で「目安」を上回りました（一昨年は24県）。それでも1千円台は16地方に過ぎず（全国の34%）、31地方は900円台にとどまっています。過重平均で1,055円で平均に達していない道県では毎日働いても月12万～15万円程度の手取り額にしかならず、個人が自立して生活することは困難です。さらに、地域間格差は前年より8円縮小したものの、いまなお最大212円の格差があります。労働力は地方から都市部へ流出し地域経済が疲弊する大きな要因となっています。最低賃金の大幅引き上げや地域間格差解消を訴える知事や意見書を国に提出する地方議会が増えています。現状では「格差」は残り続けることになります。全国一律最賃の実施に踏み込むべきです。

4 中小零細企業の賃上げを支援するための補助を求めます

最賃に張り付いている中小零細企業の賃金実態があります。

厚生労働省は、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業に対して「業務改善助成金」を支給する政策を打ち出しています。しかしこれは、「生産性向上に資する機械設備投資などを行うことを要件とし、そのうえで事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するもので、企業の賃金引き上げ原資を直接補助する制度ではありません。

最低賃金引き上げのために中小企業・小規模事業者の社会保険料減額制度を設ける等、直接の負担軽減する直接支援を行うこと。また、生産性向上を前提としない労働者の生活向上と経営改善につながるよう生産性向上を前提としな

いような直接的な賃金助成などへの支援制度を設けること。あるいは、現行の「業務改善助成金」を抜本的に改め、要件の緩和、手続きの簡素化、助成金額の大幅引き上げを行うことを求めます。

6 本年度の課題

石破首相は、今後5年間で実質賃金を年1%上昇させる目標を示しました。今年の経済財政運営と改革の基本方針では「賃上げこそ成長戦略の要」と位置づけられています。最低賃金については「2020年代に全国平均を1500円にする」と達成期限の目標を前倒しし、さらに「中央審議会が示す目安額を上回った都道府県に補助金や交付金を検討する」など政策を総動員するとしています。

また、今年の春闘の賃上げ率は5%を超えましたが、それらは大企業を中心にしたものです。低所得労働者、「最賃スレスレ」で働く労働者にとっての現実とは異なります。格差・貧困社会への転落をくいとめるためには、最低賃金の大幅な引き上げが不可欠です。そして、その現実焦点を当てることこそが最賃改定に求められています。今すぐにどこでも1500円以上に引き上げることを求めます。

以 上

令和7年度 宮城県特定最低賃金改正の申出状況

令和7年7月25日現在

改正・新設 ・廃止の別	件名・適用業種の範囲	申出 年月日	申出者 (団体名)	ケース	適用 事業場数	適用 労働者数	合意者数	合意率	備考
改正	宮城県鉄鋼業最低賃金 E22(2211、2251、2252、 229、220を除く)、L7282	R7.7.25	基幹労連 宮城県本部 委員長 青田 浩一	労働協約	13	1,420	893	62.9%	
改正	宮城県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 E28、29、30、L7282	R7.7.25	電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 育 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴	公正競争	341	17,300	9,212	53.2%	
改正	宮城県自動車小売業 最低賃金 I591(5914を除く)、I590、 L7282	R7.7.25	自動車総連宮城地方 協議会 議長 杉山 剛		787	8,450	4,537	53.7%	

2025年7月25日

宮城労働局長
松瀬 貴裕 殿

仙台市宮城野区港1-6-1
基幹労連宮城県本部
委員長 青田 浩一 印

申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により、宮城県鉄鋼産業における最低賃金の改定の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

宮城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数

1,420名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上。
- (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者。
- (3) 清掃又は片付け業務に主として従事する者。

尚、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能習得中の者」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

当該業務に従事した経験がない者で、直ちに業務の遂行が期待できない業務について認められること。したがって、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。

職場の内外において、集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。

修得させるべき技能の内容、及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。

技能養成を実施する担当者、又は責任者が定められていること。

3 . 決定を申し出る最低賃金の件名

宮 城 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金

4 . 申し出の内容

上記 2 つの基幹的労働者に適用される最低賃金の改訂、決定を求めるものである。最低賃金額については、最低賃金法第 1 5 条第 2 項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5 . 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概 3 分の 1 以上

(協約率は $893 \text{ 名} / 1,420 \text{ 名} \times 100 = 62.9\%$) に達していること。

最も低い労働協約の金額 1 1 7 0 円 / 時間額

現在適用されている法定最低賃金額 1 0 5 9 円 / 時間額

6 . 添付書類

労使による最低賃金に関する協定書

申告代表者に対する委任書

宮城県下における鉄鋼業の事業者数と労働者の概要

以上

令和 7 年(2025 年) 7 月 2 5 日

厚生労働省宮城労働局
局 長 松瀬 貴裕 殿

仙台市青葉区本町 2 - 1 2 - 7
電機連合宮城地方協議会
議 長 佐 藤 齊

仙台市宮城野区東仙台 4 - 2 - 7 6
J A M 南東北宮城県連絡会
会 長 佐 藤 俊 晴

申 出 書

最低賃金法第 1 5 条第 1 項の規定により、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1 . 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

9 , 2 1 2 名

2 . 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る）を営む使用者に使用されている労働者。

1 7 , 3 0 0 名

3 . 改正を申し出る最低賃金の件名

「宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」

4 . 申出の内容

上記 3 の最低賃金改正決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第 1 5 第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5 . 申出の理由

- (1) 申出産業は、宮城県における基幹産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトも高く、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きい。また、非正規労働者を含めた申出産業で働く労働者全体の賃金の底上げ、底支えをはかることにより生活の安定に寄与する。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金改正の決定を求めるものである。
- (3) 宮城県、他業種、特定産業別最低賃金（鉄鋼業、自動車小売業）との格差是正を求めるものである。
- (4) 申出産業に現在適用されている法定特定最低賃金額

時間額 1 , 0 1 2 円 (令和 6 年 (2 0 2 4 年) 1 2 月 1 5 日 発 効)

尚、賃金格差についての疎明資料は別添資料の通りである。

6 . 添付書類

- ・ 疎明資料
- ・ 改正に合意する者の事業所と適用労働者数の一覧
- ・ 労働協約の写し
- ・ 最低賃金必要性の決議書

以 上

2025年7月25日

宮城労働局長
松瀬 貴裕 殿

仙台市宮城野区苦竹2丁目6-26
自動車総連宮城地方協議会
議長 杉山 剛

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、宮城県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

「宮城県において自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ）当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者」

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

宮城県自動車小売業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該産業別最低賃金の用を受けるべき労働者の概3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 申し出産業は、労働者数、工場出荷額、生産台数（売上高、販売台数）などからみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用、消費など地域経済においても重要な役割を果たしているため。

【添付資料】

宮城県における自動車小売業の事業所数と、労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

１．宮城県における自動車小売業の事業数と、労働者の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業	787 事業所	8,450 人

２．１のうち、最低賃金の必要性に合意する労働者数

合 意 の ケ ー ス	事業所数	労働者数
労 使 協 定	5 事業所	2,493 人
機 関 決 定	12 事業所	2,044 人
合 計	17 事業所	4,537 人

【添付資料】

３．２の合意する者の内訳

（１）賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳

	当 事 者 名 称		適用労働者数
	事業所等名称	労働組合等名称	
1	宮城トヨタ自動車株式会社	宮城トヨタ自動車労働組合	1054 人
2	仙台トヨペット株式会社	仙台トヨペット労働組合	373 人
3	ネットトヨタ仙台株式会社	ネットトヨタ仙台労働組合	452 人
4	三菱ふそうトラック・バス株式会社	三菱ふそう労働組合・北日本支部	202 人
5	株式会社ホンダモビリティ東北	ホンダ販売労働組合 ホンダモビリティ東北支部	412 人
6			
7			
8			
9			
10			
計	事業所	5 組合	2,493 人

【添付資料】

(2) 最低賃金を設定することが必要であるとの機関決定がおこなわれている労働組合の内訳

	機関決定を行った団体名	構成員数
1	トヨタモビリティパーツ労働組合 宮城・山形支部	130 人
2	トヨタエルアンドエフ宮城労働組合	76 人
3	全日産販売労働組合 宮城日産自動車労働組合	183 人
4	全日産販売労働組合 日産プリンス宮城販売労働組合	222 人
5	全日産販売労働組合 日産サテオ宮城労働組合	161 人
6	全日産販売労働組合 日産部品宮城販売労働組合	46 人
7	宮城三菱自動車販売労働組合	131 人
8	東北マツダ労働組合宮城支部	230 人
9	スズキ販売労働組合自販宮城支部	242 人
10	いすゞ自動車東北労働組合宮城支部	207 人
11	全国スバル販売労働組合宮城スバル支部	198 人
12	宮城ダイハツ販売労働組合	218 人
13		
14		
計	13 組合	2,044 人

令和 6 年度 宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

	適用事業場数	適用労働者数
鉄 鋼 業	13 (13)	1,420 (1,400)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	341 (312)	17,300 (14,640)
自動車小売業	787 (831)	8,450 (7,170)
産業別最低賃金合計	1,141 (1,156)	27,170 (23,210)

令和 6 年 12 月 1 日現在の集計数である。

令和 3 年経済センサス活動調査（母集団 D B（令和 3 年次フレーム））等に基づき推計した数値である。

カッコ内は前年度の数字である。

2025 年7月 31 日

宮城地方最低賃金改訂に関する関係労働者の意見陳述

宮城一般労働組合執行委員長 葛西 信幸

審議会委員の皆様におかれましては、宮城地方最低賃金改善のためにご尽力いただいていることに深く感謝申し上げます。このたびは、意見陳述の機会をいただきありがとうございます。

私は中小企業で約 40 年間働き、企業内で様々な職種を経験してまいりました。3 年前から宮城一般労働組合（※注 1）の専従になりました。組合内での活動や、労働相談活動、地方自治体の要請活動をとおして、最低賃金引上げは喫緊の課題であると考えており、意見陳述する次第です。

限られた時間ですので次の3点に限って陳述させていただきます。

第一に生活実感と最低生計費試算調査等からみた最低賃金アップの必要性

第二に最低賃金近傍で働く労働者の生活について

第三に現行の最低賃金制度の課題特に支払い能力との関係で生じる問題をどのように解消していくのか。

私は、全国一律 1500 円の最低賃金を実現する上で、「地方」の問題と「中小企業支援」を正面からとらえて、国や地方自治体の実効性のある政策を実行することが必要と考えており、その立場から意見陳述します。

1. 生活実感と最低生計費試算調査等からみた最低賃金水準アップ

(1) 宮城一般労働組合の要求アンケート(2024 年 11 月～2025 年 1 月実施)

異常な物価上昇が継続しており、生活実感では消費者物価指数の総合指数の上昇率を上回っているような感覚があります。これは、米をはじめとした食料品の値上げ幅が大きいことや、電気、ガス、ガソリン代等も含めた生活必需品の値上げが大きいためです。アンケートの回収数は正規 1,163 名、非正規 2,361 名の計 3,524 名（回収率 53%）でした。21の質問項目のうち、生活実感で「かなり苦しい」「やや苦しい」正規 60.2%、非正規 60.7%になっています。家計費の月額不足額の加重平均は正規 50,963 円、非正規 48,327 円でした。負担に感じている項目は「食費」、「住宅関係費」、「税金・社会保険料」、「水道光熱費」が上位です。実際に切り詰めている項目は「食費」、「水道光熱費」、「被服費」、「教養娯楽費」が上位になっています。

2025 年春闘での賃上げ要求の加重平均は正規 30,964 円、非正規時給で 122 円でした。最低賃金引上げの当面の目標は 1500 円ですが、要求は各支部で判断し、

時給額で 1500 円を要求した支部と 100 円～200 円アップの要求をした支部がありました。

経営的に厳しい事業所が多いのですが、有額回答の単純平均は月額 9,718 円で昨年よりは増加しました。パート時給については最低賃金改訂の際に改訂する事業所が多いため、有額回答は 4 事業所で単純平均は 45 円でした。

(2) 最低生計費試算調査

令和 7 年度第 1 回宮城地方最低賃金審議会資料の P11 の仙台市の最低生計費は税込み月額で 262,444 円。173.8 時間換算では 1,510 円、150 時間換算では 1,750 円です。これは 2023 年の数値になります。最新の試算は参考資料の 10 の P 33 の 1,733 円(150 時間換算)。これは、東京都北区より高くなっています。首都圏は住居費が高いものの、公共交通が発達しており、自家用車は不要ですが、地方では車が必要なため、トータルでは、全国どこに住んでも、最低生計費はほぼ同じという結果になっています。

(3) 2024 都道府県別リビングウェイジ調査

連合が取り組まれているリビングウェイジ調査は最低生計費試算調査とは調査項目等が異なりますが、より広範な都道府県で取り組まれています。昨年の調査で宮城県の場合、自動車を保有しない場合は月額 192,000 円、165 時間換算で 1,160 円、自動車保有の場合は月額 244,000 円、165 時間換算で 1,480 円でした。物価上昇を加味すると宮城の 2025LW はこれを上回ると思います。

宮城県で自動車を保有して暮らす場合は、最低賃金として時間額 1,500 円以上が必要と考えます。

2. 最低賃金近傍で働く労働者の生活について

(1) パートタイマーについて

当組合のパートタイマーの時給については、ここ数年は最低賃金にはりついている状況です。「家計収入は何人の収入か」というアンケートでは、①パートと配偶者正規が 51.4%。②パートと配偶者非正規が 6.5%、③パートのみが 14.4%、④パートで扶養家族がいる方が 6.4%。⑤その他複数の家計支持者が 21.3%でした。

世帯収入には幅がありますが、1(1)でふれたとおり、生活が苦しいと感じている方が 6 割以上います。負担に感じて削っている項目は「食費」、負担を感じているが削れない項目が「税金・社会保険料」になっています。

家計の中で充実させたい項目は「老後の備え」がもっとも多く、「食費」、「住宅の購入または改築」、「文化・教養・レジャー費」と続きます。

(2) 正規職員について

当組合の正規職員でも業種によっては、最低賃金すれすれの事業所があります。例えば、地方自治体の指定管理者の一般職員は最低賃金スレスレです。時間給換算ではパートタイマーとほとんど差がありません。また、自動車整備業の職員の一部について最低賃金法違反が生じています。最低賃金は非正規だけの問題ではありません。

最低賃金近傍で働くエッセンシャルワーカーにとっては、最低賃金アップの波及効果で賃金上がるため、正規職員の賃金底上げの上でも意味があります。

老人介護事業、医療事業の場合は介護報酬や診療報酬に左右されます。公定価格ですので、人件費や物件費増を価格転嫁できません。経営が厳しく、赤字の事業所も多いため、賃金原資が十分ではありません。当組合の例で、フルタイムの介護専門職の前年度平均年収は 3,734,600 円(平均年齢 53 歳)です。共稼ぎの場合、世帯年収はこれよりは増えますが、この物価高で暮らしていくことは大変です。

(3) 労働相談等から感じること

この 1 年間、組合員以外の方と労働相談等でお話する機会が増えています。バブル経済崩壊後に就職活動をした「就職氷河期世代」や 2008 年のリーマンショック後の「リーマン氷河期世代」の方の相談が増えています。

この世代の方は、最初から非正規だった方と、正規から非正規になった方がいますが、賃金の問題だけでなく、雇用不安を抱えています。また、キャリアアップや将来設計もなかなかできない状況に置かれています。

- 「契約社員や派遣社員を続けてきたが、3年契約で3年目にはいったら次に仕事契約が更新されるか不安になる」
- 「正規であればもっと余裕のある生活をし、何かにチャレンジできたかもしれない」
- 「正規から非正規になったら、なかなか正規には戻れない」
- 「派遣を続けてきたが、年齢が高くなるにつれて仕事が少なくなる」
- 「人材派遣会社が派遣労働者に対する雇用安定措置を怠っている」
- 「パートナーがいても結婚して家庭を持つことをイメージできない」
- 「正規とは言っても賃金が低すぎる」

働く側から見ると、労働者の中でも格差が拡大し雇用の質が劣化していると感じます。非正規労働者が労働人口の 4 割近くになっています。非正規労働者の労働条件改善と権利向上のために、最低賃金の大幅な引上げとともに、雇用不安を解消するための措置、キャリアアップの機会提供等が必要です。

「就職氷河期」の労働者が抱える問題は、個人責任というよりは国の政策や企業の労務政策の結果という側面があります。今からでも、できることをはじめる必要があります。

3. 現行の最低賃金制度の課題特に支払い能力との関係で生じる問題をどのように解消していくか

(1) 目安額への上乗せの必要性和全国一律最低賃金制への移行

現行の地域別最低賃金制と目安制度により地域間格差が解消していません。このことにより労働力の地方から大都市圏への流失が生じており、地域経済衰退の一因と考えられています。

2020 年 コロナ禍で据え置きとの答申に対して 40 地域で上積み

2021 年 すべての地域で 28 円増の答申に対して 7 地域が上積み。

2022 年 A・B地域 31 円、C・D地域 30 円の答申に対して22地域が上積み。

2023 年 A～Cの3ランク制に移行。A地域 41 円、B地域 40 円、C地域 39 円の答申に対して 24 地域が上積み(1～7円)

2024 年 一律 50 円の答申に対して 27 地域で上積み。特に徳島は 34 円上積み。

(2) 徳島での 34 円上積みの背景と地方の取組み

徳島ではここ 10 年間、毎年若者(特に女性)の人口流失が続いています。毎年 1 万人くらいが淡路島経由で主に神戸方面流失しています。これに対して、知事が先頭に立って最低賃金引上げに取り組んでいます。知事が政労使会議に直接出席したほか、県庁と労働局の連絡会議がもたれています。また、県幹部の会議に労働局長も出席しています。県議会での議決にたいして市長村議会も支持しています。第 1 回の地方最低賃金審議会に知事と弁護士会の会長が意見陳述しています。さらに重要なのは、国の中小企業支援策にプラスした県独自の支援策をつくっていることです。

東北でも岩手県が県独自の支援策をプラスしています。茨城でも県と労使団体が共通目標を掲げることで合意しています。知事が茨城地方最低賃金審議会に参加して意見陳述しています。茨城県の最低賃金水準が経済実態に比べて 35 円低いため、これを5～7年かけて解消するとしています。

(3) 支払い能力を高めるための対策

企業により、支払い能力に差があり、最低賃金の引上げへの対応は大変です。また、年度内の賃金改訂する場合、ある程度予算化していても、実施までの期間が短いなど実務的には大変な部分があります。個々の企業努力だけではなく、特に中小企業に対する実効性のある支援策が不可欠と考えております。

参考資料 7 の「中小企業の賃金改訂に関する調査」P17 の賃上げに関する中小企業も声の内容については、共感いたします。

私たち、労働組合も微力ながら次のようなことを国や地方自治体に要請していきたいと考えております。もし、一致できる点がございましたら、審議会として国にた

いして要請いただけますようお願いいたします。

① 公正な取引の実現

下請け法の改正により、価格転嫁の交渉について応諾義務が課せられましたが労務費も含めた価格転嫁がスムーズに進む仕組みづくりを求めます。

② 減税について

赤字決算の場合は、賃上げ減税は使えません。赤字でも課税される消費税の減税を実施する必要があると考えております。税收確保の上では、税制全体で応能負担の原則に基づく税制改革を求めます。

③ 社会保険料の減免

大幅賃上げのネックになっており、制度設計の見直しとともに、時限的な減額を行う必要があります。韓国は大幅な最低賃金引上げの際に社会保険料の減免を行っています。フランスも同様のことをおこなっており、効果的と考えられます。

④ 中小企業等への直接支援

国の政策に加えて、宮城県や仙台市による支援策をプラスし充実させることを求めます。

⑤ 公定価格の事業所への支援

医療事業、老人介護事業、福祉事業については報酬改訂に加えて、基礎的な費用(水道光熱費、燃料費など)への補助金の充実とともに、処遇改善への対策を継続する必要があります。さらに、地方でこれらのサービスを継続する場合については何らかの地域加算も必要です。

⑥ その他

*注1 宮城一般労働組合

宮城一般労働組合は個人加盟の労働組合です。小売業、飲食業、介護事業、医療機関、タクシー事業、運送業、建設業、上下水道事業、ビル管理事業、印刷業、法律事務所など、様々な事業所で働く組合員で構成されています。組合員の就業先は中小企業が多く、中でも小売業、飲食・サービス業に従事する労働者の構成比が高いのが特徴です。組合員の 67.1%はパートタイマーで最低賃金をわずかに上回る賃金水準です。パートタイマーの 88.0%は女性です。また、組合員の 32.9%は正規職員ですが、正規職員でも最低賃金近傍の職員がいます